

2022年11月25日

株主のみなさま

第19期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

【事業報告】

- ・ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

【連結計算書類】

- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表

【計算書類】

- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

上記事項は、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://atrae.co.jp>) に掲載することにより、株主のみなさまにご提供しております。

株式会社アトラエ

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は2015年7月14日開催の取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を決議し、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について制定しております。2020年7月10日に開催された取締役会においてその一部を改訂しております。今後も、適宜整備運用状況の評価・見直しを行い、実効性のある内部統制システムとなるよう努めてまいります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の取締役及び使用人は、当社が大事にする価値観である「Atrae Standard」並びに「コンプライアンス規程」をはじめとする社内規程、定款、法令及び社会規範の遵守を率先して行う。また、コンプライアンス違反の未然防止・早期発見のため、内部通報制度を導入する。
- ② 社内規程の禁止・制限事項に抵触した場合は、就業規則に基づき適正に処分を行う。
- ③ 代表取締役は内部監査担当を任命し、役職員の職務執行の適正性を確保するため、業務執行状況等について定期的な内部監査を実施する。また、内部監査担当は、必要に応じて監査等委員会及び会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 法令及び社内規程等に基づき、職務の執行に係る文書・情報を適切に保管・管理する。
- ② 文書管理部署は、取締役の閲覧請求に対して速やかに対応する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社の業務執行に係るリスクを識別し、「リスク管理規程」に従い適切な予防策を講じる。
- ② 当社の経営に重大な影響を与えるリスクが顕在化した場合は、「リスク管理規程」に従い迅速かつ適切に対応する。
- ③ 監査等委員会及び使用人は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、必要に応じてリスク管理体制の見直しを進言できる。
- ④ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、必要に応じてリスク管理体制について見直しを行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職務執行に関する権限及び責任は、組織関連規程等において明文化し、適宜適切に見直しを行う。
- ② 担当取締役及び各プロジェクトリーダーへの適切な権限委譲を行うことで、迅速かつ効率的な意思決定を確保する。
- ③ 定例取締役会を毎月1回開催する他、機動的に意思決定を行うため臨時取締役会を開催するものとし、より迅速な課題の把握及び改善を図る。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

子会社の自主性を尊重しつつ、事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、その執行状況をモニタリングする。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社の経営に重大な影響を与える事態を把握した場合には、「リスク管理規程」に基づき適時適切に対応することにより、子会社の損害の拡大を防止し、これを最小限に止める。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 子会社は、職務執行に関する権限及び責任について、その規模の拡大に応じて当社に準じた基準を定め、業務を効率的に遂行する。
- ② 当社は、子会社の業務運営状況について内部監査を実施し、子会社と協議のうえ、必要に応じて改善を図る。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は「コンプライアンス規程」を策定し、子会社のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- ② 当社の内部監査担当者は、子会社の役職員の職務執行状況について、コンプライアンスの観点から内部監査を実施する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

- ① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保する。
- ② 使用人が監査等委員会の補助を行う場合は、監査等委員会の指揮命令下でのみ業務を行い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの指揮命令は受けない。

③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会補助使用人の人事評価及び懲戒等において、不利な取扱いをしてはならない。

7. 監査等委員会のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関し、監査等委員会の指揮命令に従う旨を取締役（監査等委員会である取締役を除く。）及び使用人に周知徹底する。

8. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、「監査等委員会規則」及び「監査等委員会監査等基準」に従い、監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。

② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生するおそれがあるとき、取締役による違法、または不正な行為を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する。

③ 代表取締役は、取締役会などの重要会議での議論及び定期的な面談等を通じて、監査等委員との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査等委員会監査の環境整備に必要な措置をとる。

9. 子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

① 子会社の取締役等及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、当社の監査等委員会から報告を求められた事項について速やかに当社の監査等委員会に報告する。

② 子会社の取締役等及び使用人は、子会社に著しい損害を及ぼす事実またはそのおそれのある事実を把握した場合は、直ちに当社の監査等委員会に報告する。

③ 子会社は、法令・定款違反等を未然に防止する体制として内部通報制度を導入し、子会社における法令、定款、または社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題に係る通報について、当社の監査等委員会への適切な報告体制を確保する。

④ 子会社は、当社の監査等委員会に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、「内部通報規程」において当該報告者を保護する。

10. 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、「内部通報規程」において当該報告者を保護する。

11. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行につき当社に対して費用の前払又は償還の請求を行った場合は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該請求に応じる。

12. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員が当社の重要課題を把握し、必要に応じて意見できるよう、取締役会の他、重要な会議に出席する機会を確保する。
- ② 監査業務の一環として取締役会議事録及び稟議書等の重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に説明を求めることができる。
- ③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会の監査活動が円滑に行えるよう、環境整備に配慮する。
- ④ 監査等委員会は、監査の実施にあたり必要に応じて、弁護士及び公認会計士等から業務に関する助言を受けることができる。

13. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役の指示のもと、金融商品取引法に基づく内部統制が有効に行われる体制を構築し、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

14. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との関わりを一切持たないこと、拒絶することを基本方針として、「反社会的勢力排除に関する規程」の遵守を徹底する。なお、当該勢力による不当な要求を受けた場合には、ADMプロジェクトを対応部署とし、弁護士や警察等外部専門機関と連携して対応にあたる。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の取締役会において決議された「内部統制システムに関する基本方針」に従い、業務の適正を確保するための体制を運用しております。また、当社の行動基準及び基本姿勢である「Atrae Standard」並びに「コンプライアンス規程」をはじめとする社内規程、定款、法令及び社会規範の遵守を徹底するため、取締役及び使用人への意識の浸透を図っております。

内部監査については、内部監査担当が年間の内部監査計画に基づき監査を実施しております。

監査等委員に対しては、監査等委員が取締役会やその他重要な会議へ出席する機会を通して、監査等委員の要請に応じ速やかに情報提供をするなど、監査が実効的に行われる環境を整備しております。また同時に、内部監査担当、監査等委員、会計監査人の三者間による連携が密にとれるような関係の構築を支援しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年10月1日)
(至 2022年9月30日)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|--|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高 | 1,123,688 | 1,109,688 | 2,804,757 | △790 | 5,037,345 |
| 会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額 | | | △224,743 | | △224,743 |
| 会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高 | 1,123,688 | 1,109,688 | 2,580,014 | △790 | 4,812,601 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 新 株 の 発 行 (新 株 予 約 権 の 行 使) | 360 | 360 | | | 720 |
| 譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬 | 107,415 | 107,415 | | | 214,830 |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | | | 649,966 | | 649,966 |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額) | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 107,775 | 107,775 | 649,966 | - | 865,516 |
| 当 期 末 残 高 | 1,231,463 | 1,217,463 | 3,229,980 | △790 | 5,678,118 |

| | その他の包括利益累計額 | | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|--|------------------|-------------------|-----------|-----------|
| | その他有価証券 評価差額金 | その他の包括利益 累計額合計 | | |
| 当 期 首 残 高 | - | - | 74,366 | 5,111,711 |
| 会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額 | | | | △224,743 |
| 会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高 | - | - | 74,366 | 4,886,968 |
| 当 期 変 動 額 | | | | |
| 新 株 の 発 行 (新 株 予 約 権 の 行 使) | | | | 720 |
| 譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬 | | | | 214,830 |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | | | | 649,966 |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額) | △5,649 | △5,649 | 179,862 | 174,212 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | △5,649 | △5,649 | 179,862 | 1,039,728 |
| 当 期 末 残 高 | △5,649 | △5,649 | 254,229 | 5,926,697 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 1社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社アルティリー

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

株式会社アルティリーの決算日は6月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

1. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業組合への出資については、直近の決算書を基礎とし、当社持分相当額を投資事業組合運用損益及びその他有価証券評価差額金として投資有価証券を加減する方法によっております。ただし、外貨建その他有価証券は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は評価差額として処理しております。また、評価差額は、全部純資産直入法により処理しております。

2. 棚卸資産

商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

- 建物 8年～24年
- 工具、器具及び備品 4年～8年

2. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づいております。

3. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残価保証額を残存価額とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループにおける顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、主要な取引について、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は概ね1ヶ月以内であり、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

1. People Tech事業

成功報酬型求人メディア「Green」における主な履行義務は、求人企業に対する採用支援サービスの提供であります。売上高の大部分を占める「Green」成功報酬売上については、求職者が求人企業に入社した時点で履行義務を充足していることから、当該時点で収益を認識しております。なお、顧客との契約において約束された対価のうち、顧客に返金すると見込んでいる額については返金負債とし、返金実績率に基づき、算定しております。「Green」成功報酬売上以外の売上高については、契約期間の経過とともに履行義務が充足されることから、当該期間にわたり、収益を計上しております。

組織力向上プラットフォーム「Wevox」における主な履行義務は、導入企業に対する組織や従業員のエンゲージメントを可視化するプラットフォームを契約期間にわたって提供することであり、当該履行義務は、契約期間の経過とともに充足されることから、当該期間にわたり、収益を計上しております。

2. Sports Tech事業

プロバスケットボールクラブ「アルティール千葉」の運営を行っており、主な履行義務は、選手ユニフォーム、試合会場内看板及び公式サイトへのスポンサー企業の社名又は企業ロゴの掲載であります。当該履行義務は契約期間にわたって充足されることから、当該契約期間にわたり、収益を計上しております。

- ⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項
外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、People Tech事業の「Green」の一部について、従来は、契約締結時に一時点で収益認識しておりましたが、契約期間の経過とともに履行義務が充足されると判断し、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は366千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は366千円減少しております。また利益剰余金の当連結会計年度期首残高は224,743千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」の「その他」に含まれていた「前受金」は当連結会計年度より「契約負債」に、「売上返金引当金」は返金負債として「その他」に含めて表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

これによる、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。

(1)繰延税金資産の回収可能性

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

| | |
|--------|-----------|
| 繰延税金資産 | 299,092千円 |
| 繰延税金負債 | 7,996千円 |

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の計上にあたり、将来減算（加算）一時差異等の解消スケジュールをもとに収益力及びタックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得に基づき、回収が見込まれる繰延税金資産を計上しております。

将来の課税所得の見積りは、市場動向やこれに基づく事業成長率等の仮定を含め、経営者により承認された将来の事業計画に基づいて算定しており、関連する業種の将来の趨勢に関する経営者の評価を反映し、外部情報及び内部情報の両方から得られた過去のデータを基礎としております。見積りに用いた仮定は合理的であり、当連結会計年度末の繰延税金資産の残高は妥当であると判断しております。

ただし、会計上の見積りに用いた仮定は不確実性を有しており、市場環境や競合他社の状況により、将来の課税所得の変動の影響を受けて、繰延税金資産の金額が減少し、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2)投資有価証券の評価

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

| | |
|--------------------|-----------|
| 投資有価証券(非上場株式) | 620,100千円 |
| 投資有価証券(投資事業組合への出資) | 248,076千円 |

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない株式等(非上場株式)の取得原価は、取得時の持分純資産価額に超過収益力・経営権等を反映した実質価額に基づいて計上されていますが、財政状態の悪化や超過収益力等の毀損状況により実質価額が著しく低下したときは、減損処理を実施することとしております。減損処理を実施していない投資有価証券については、投資先における市場環境の変化、投資先の予算と実績の乖離状況、業績の推移、事業計画の進捗状況、直近のファイナンス状況等から、投資先の事業計画が合理的であるという仮定に基づき、超過収益力等は毀損しておらず、実質価額は著しく低下していないと判断しています。なお、投資先事業計画は不確実性を有しており、実質価額が著しく低下した場合には、投資有価証券の減損処理が必要となり、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

なお、投資有価証券(投資事業組合への出資)については、組合契約に規定される決算報告に応じて、入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によって算定しております。

4. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の影響については、徐々に経済・社会活動の再開が進んでいる状況が見られます。同感染症の拡大や収束時期に関しては依然として不確定要素が多いものの、現時点において、当社グループの業績等に重要な影響を与えるものではないとの仮定の上、会計上の見積りを行っております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当該契約に基づく借入未実行残高は次のとおりです。

| | |
|--------------------------|-------------|
| 当座貸越極度額及び貸出コミットメントラインの総額 | 1,300,000千円 |
| 借入実行残高 | －千円 |
| 差引額 | 1,300,000千円 |

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1)発行済株式の種類及び総数

(単位：株)

| 株式の種類 | 当連結会計年度 期首の株式数 | 当連結会計年度 増加株式数 | 当連結会計年度 減少株式数 | 当連結会計年度 末の株式数 |
|----------|-------------------|------------------|------------------|------------------|
| 普通株式 (注) | 26,779,200 | 182,000 | － | 26,961,200 |

(注)普通株式の発行済株式数の増加182,000株は、特定譲渡制限付株式の発行110,000株、ストックオプションとしての新株予約権の行使による新株の発行による増加72,000株であります。

(2)剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3)当連結会計年度の末日における新株予約権 (権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金については、まず営業キャッシュ・フローで獲得した資金を投入し、不足分については必要に応じ銀行借入又は第三者割当増資による調達を行う方針であります。一時的な余資につきましては、普通預金により保有しております。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は非上場株式及び投資事業組合への出資であり、発行体の信用リスク及び為替リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用は、全てが1年以内の支払期日であります。営業債務には、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）があります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

- ・信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

経理担当者が、取引先別に期日及び残高を確認するとともに、入金状況を各営業担当者に随時連絡しております。これにより各取引先の財政状態等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

- ・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

- ・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

経理担当者が、適時に資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

- ① 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

- ② 市場価格のない株式等は、以下のとおりであります。また、投資事業組合への出資は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第27項に従い、時価開示の対象としておりません。当該出資の連結貸借対照表計上額は248,076千円であります。

| 区分 | 連結貸借対照表価額 |
|-------|-----------|
| 非上場株式 | 620,100千円 |

- ③ 金銭債権の決算日後の償還予定額

| | 1 年 以 内 (千円) | 1 年 超 5 年 以 内 (千円) | 5 年 超 10 年 以 内 (千円) | 1 0 年 超 (千円) |
|--------|-----------------|-----------------------|------------------------|-----------------|
| 現金及び預金 | 4,949,761 | — | — | — |
| 売 掛 金 | 689,122 | — | — | — |
| 合 計 | 5,638,883 | — | — | — |

- (3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
該当事項はありません。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

| | 報告セグメント | | | 調整額 | 連結計算書類 計上額 |
|-----------------------|-------------------|-------------------|-----------|----------|---------------|
| | People Tech 事業 | Sports Tech 事業 | 計 | | |
| 売上高 | | | | | |
| Green | 4,822,575 | — | 4,822,575 | — | 4,822,575 |
| Wevox | 1,410,309 | — | 1,410,309 | — | 1,410,309 |
| 新規事業 | 103,908 | 806,509 | 910,418 | △555,249 | 355,168 |
| 顧客との契約から 生じる収益 | 6,336,793 | 806,509 | 7,143,303 | △555,249 | 6,588,053 |
| その他の収益 | — | — | — | — | — |
| 外部顧客への売上高 | 6,336,793 | 251,259 | 6,588,053 | — | 6,588,053 |
| セグメント間の 内部売上高又は振替高 | — | 555,249 | 555,249 | △555,249 | — |
| 合計 | 6,336,793 | 806,509 | 7,143,303 | △555,249 | 6,588,053 |

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3)会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約負債の残高等

当社グループの契約残高の内訳は以下のとおりです。

(単位：千円)

| | 当連結会計年度 |
|---------------------|---------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） | 643,439 |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） | 689,122 |
| 契約負債（期首残高） | 358,222 |
| 契約負債（期末残高） | 411,725 |

顧客との契約から生じた債権は売掛金であります。

契約負債は、期末時点において、収益に係る財又はサービスの履行義務を充足していない残高であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点で契約負債に含まれていた金額は、358,222千円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。なお、当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予測される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

(単位：千円)

| | 当連結会計年度 |
|------|---------|
| 1年以内 | 226,878 |
| 1年超 | 150,594 |
| 合計 | 377,472 |

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 210円54銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 24円20銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2021年10月1日)
(至 2022年9月30日)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | 株 主 資 本 計 |
|-------------------------------------|-----------|-----------|-------------|-------------------|-------------|---------|-----------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | 利 益 剰 余 金 | | 自 己 株 式 | |
| | | 資 本 準 備 金 | 資 本 剰 余 金 計 | そ の 他 利 益 剰 余 金 計 | 利 益 剰 余 金 計 | | |
| 当 期 首 残 高 | 1,123,688 | 1,109,688 | 1,109,688 | 2,865,333 | 2,865,333 | △790 | 5,097,921 |
| 会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額 | | | | △224,743 | △224,743 | | △224,743 |
| 会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高 | 1,123,688 | 1,109,688 | 1,109,688 | 2,640,590 | 2,640,590 | △790 | 4,873,177 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | |
| 新 株 の 発 行 (新 株 予 約 権 の 行 使) | 360 | 360 | 360 | | | | 720 |
| 譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬 | 107,415 | 107,415 | 107,415 | | | | 214,830 |
| 当 期 純 利 益 | | | | 702,029 | 702,029 | | 702,029 |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額) | | | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 107,775 | 107,775 | 107,775 | 702,029 | 702,029 | - | 917,579 |
| 当 期 末 残 高 | 1,231,463 | 1,217,463 | 1,217,463 | 3,342,620 | 3,342,620 | △790 | 5,790,757 |

| | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------------------|-------------------------|---------------------|-----------|-----------|
| | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | | |
| 当 期 首 残 高 | - | - | 74,366 | 5,172,288 |
| 会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額 | | | | △224,743 |
| 会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高 | - | - | 74,366 | 4,947,544 |
| 当 期 変 動 額 | | | | |
| 新 株 の 発 行 (新 株 予 約 権 の 行 使) | | | | 720 |
| 譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬 | | | | 214,830 |
| 当 期 純 利 益 | | | | 702,029 |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額) | △5,649 | △5,649 | 179,862 | 174,212 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | △5,649 | △5,649 | 179,862 | 1,091,792 |
| 当 期 末 残 高 | △5,649 | △5,649 | 254,229 | 6,039,336 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

イ. その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業組合への出資については、直近の決算書を基礎とし、当社持分相当額を投資事業組合運用損益及びその他有価証券評価差額金として投資有価証券を加減する方法によっております。

ただし、外貨建その他有価証券は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は評価差額として処理しております。また、評価差額は、全部純資産直入法により処理しております。

ロ. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

②棚卸資産

商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備は除く）及び2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～24年

工具、器具及び備品 4年～8年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社における顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、主要な取引について、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は概ね1ヶ月以内であり、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

成功報酬型求人メディア「Green」における主な履行義務は、求人企業に対する採用支援サービスの提供であります。売上高の大部分を占める「Green」成功報酬売上については、求職者が求人企業に入社した時点で履行義務を充足していることから、当該時点で収益を認識しております。なお、顧客との契約において約束された対価のうち、顧客に返金すると見込んでいた額については返金負債とし、返金実績率に基づき、算定しております。「Green」成功報酬売上以外の売上高については、契約期間の経過とともに履行義務が充足されることから、当該期間にわたり、収益を計上しております。

組織力向上プラットフォーム「Wevox」における主な履行義務は、導入企業に対する組織や従業員のエンゲージメントを可視化するプラットフォームを契約期間にわたって提供することです。当該履行義務は、契約期間の経過とともに充足されることから、当該期間にわたり、収益を計上しております。

(5) その他計算書類の作成のための重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、People Tech事業の「Green」の一部について、従来は、契約締結時に一時点で収益認識しておりましたが、契約期間の経過とともに履行義務が充足されると判断し、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は366千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は366千円減少しております。また繰越利益剰余金の当期首残高は224,743千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「その他」に含まれていた「前受金」は当事業年度より「契約負債」に、「売上返金引当金」は返金負債として「その他」に含めて表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

これによる、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。

(1)繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 299,092千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「3.会計上の見積りに関する注記(1)繰延税金資産の回収可能性②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載した内容と同一であります。

(2)投資有価証券の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券(非上場株式) 620,100千円

投資有価証券(投資事業組合への出資) 248,076千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「3.会計上の見積りに関する注記(2)投資有価証券の評価②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載した内容と同一であります。

(3)関係会社株式の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 950,000千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない株式等である関係会社株式の取得原価は、関係会社株式の実質価額が取得原価に比べて著しく下落した場合、将来の事業計画等により回復可能性が裏付けられる場合を除き減損処理を行う必要があります。これらの評価は、市場動向やこれに基づく事業成長率等の仮定を含め、経営者により

承認された関係会社の将来の事業計画に基づいて算定しており、関連する業種の将来の趨勢に関する経営者の評価を反映し、外部情報及び内部情報の両方から得られた過去のデータを基礎としております。評価に用いた仮定は合理的であり、当事業年度末の関係会社株式の残高は妥当であると判断しております。ただし、会計上の見積りに用いた仮定は不確実性を有しており、関係会社の属する市場環境や競合他社の状況により、関係会社株式の減損処理が必要となり、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の影響については、徐々に経済・社会活動の再開が進んでいる状況が見られます。同感染症の拡大や収束時期に関しては依然として不確定要素が多いものの、現時点において、当社の業績等に重要な影響を与えるものではないとの仮定の上、会計上の見積りを行っております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1)関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 9,522千円

(2)当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当該契約に基づく借入未実行残高は次のとおりです。

| | |
|--------------------------|-------------|
| 当座貸越極度額及び貸出コミットメントラインの総額 | 1,300,000千円 |
| 借入実行残高 | －千円 |
| 差引額 | 1,300,000千円 |

6. 損益計算書に関する注記

(1)関係会社との営業取引による取引高

販売費及び一般管理費 507,296千円

(2)関係会社との営業取引以外の取引による取引高 2,400千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

| 株式の種類 | 当事業年度 期首株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度末 株式数 |
|---------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 普通株式（注） | 18,232 | 200 | － | 18,432 |

(注) 自己株式200株の増加は特定譲渡制限付株式の無償取得によるものであります。

8. 税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

| | |
|----------------|---------|
| 繰延税金資産 | |
| 未払事業税 | 7,706 |
| 減価償却費 | 130,956 |
| 貸倒引当金 | 955 |
| 敷金償却 | 1,685 |
| 前払費用（長期前払費用含む） | 27,915 |
| 決算賞与 | 24,341 |
| 契約負債 | 99,299 |
| その他有価証券評価差額金 | 2,493 |
| その他 | 3,785 |
| 繰延税金資産 合計 | 299,140 |
| 繰延税金負債 | |
| その他 | 47 |
| 繰延税金負債 合計 | 47 |
| 繰延税金資産の純額 | 299,092 |

(2)法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

| | |
|--------------------|-------|
| 法定実効税率 | 30.6% |
| 住民税均等割 | 0.2% |
| 株式報酬費用 | 5.1% |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.1% |
| 法人税額の特別控除 | △1.1% |
| その他 | △0.2% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 34.8% |

9. 関連当事者との取引に関する注記

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 (千円) | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 (%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-----|------------|-----------|------------------|---------------------|-----------------------|-----------|------------------|--------------|----|--------------|
| | | | | | | 役員の兼任等 | | | | |
| 子会社 | 株式会社アルティエリ | 千葉県千葉市中央区 | 10,000 | プロバスケットボールクラブの企画・運営 | (所有)直接100 | 兼任 2名 | スポンサー料の支払 (注) | 630,000 | - | - |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針につきましては、一般取引条件と同様に決定しております。なお、取引金額には、2022年6月期において生じた株式会社アルティエリの欠損金額を限度として、当社がスポンサー料として支出した広告宣伝費が含まれております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「8.収益認識に関する注記」と同一の内容であるため、記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 214円72銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 26円14銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。